

平成23年12月1日

指定居宅サービス事業者 各位

香川県健康福祉部長寿社会対策課

指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手続きについて

(高松市以外に事業所がある事業者)

1 指定更新手続き

平成24年度は、介護保険法で介護予防がサービスに加わった平成18年度から6年目の更新の年です。

平成24年3月31日で更新期限が切れる事業所が多いために、介護予防サービスの指定更新予定の事業所(高松市以外に事業所がある事業者)は、以下の期間内で更新の申請手続きを行うようお願い申し上げます。**期限厳守でお願いします。**

- ①日時 平成24年1月16日(月)～25日(水) 9時～16時30分(12時～13時を除く)
- ②場所 高松市番町四丁目1-10 香川県健康福祉部長寿社会対策課(県庁本館17階)
- ③対象事業所 県指定の介護予防サービス事業所(高松市に所在がある事業所を除く)で、平成24年3月31日に指定更新期限がある事業所
- ④提出方法 持参でお願いします。
- ⑤その他 ・介護予防サービスの更新時に、居宅サービスの更新も同時にある事業所は一緒に更新手続きをお願いします。
・**介護予防通所リハビリテーションの更新申請手数料は必要ありません。書類のみ提出してください。**

***指定更新手続きは、指定更新申請書に指定更新手数料の額に相当する県証紙と必要書類を添えて提出してください。**

なお、書類に不備がある場合、受け付けることができない場合もございますので、時間的余裕をもって更新手続きをとるようにお願いします。

2 提出書類 (かがわ介護保険情報ネットに申請書等の様式を掲載しています。)

- (1) 指定更新申請書（第1号様式の2）
- (2) 各サービスごとの付表及びその別添「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」
例：訪問介護（介護予防訪問介護）の場合、付表は「付表1-1」です。
※付表の別添とされている「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」は必ず提出してください。その際、各項目ごとに、更新申請以前に届け出た内容（変更届）からの変更の有無を確認し、変更がある場合はその分の変更届も別途提出してください（（8）その他の添付書類 参照）。
なお、書類省略不可の項目については必ず書類を提出してください。
- (3) 直近の決算書
申請する法人の直近の決算書を添付してください。
- (4) 誓約書（サービスに対応した様式があります）
・ 居宅サービス事業 参考様式9-1-① （介護保険法第70条2項）
・ 介護予防サービス事業者 参考様式9-1-① （介護保険法第115条の2第2項）
- (5) 役員と管理者・施設長等の氏名
役員及び管理者・施設長等名簿には、法人の役員及び付表に記名のある管理者・施設長等の記載をしてください。
- (6) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
提出の必要があるのは、居宅介護支援・特定施設入居者生活介護のサービスを提供する事業所です。介護支援専門員の登録番号は、必ず8桁の登録番号を記載してください。また、事業所・施設に所属する有資格者全員について記載するのではなく、ケアプラン又は施設サービス計画の作成を担当している方のみについて記載してください。
- (7) 位置図
事業所の場所が確認できる周辺地図をお願いします。
- (8) その他添付書類（更新申請以前に届け出た内容から変更がある場合のみ）
更新時に、更新申請以前に届け出た内容（変更届）から変更がある場合については、指定更新申請とは別に「変更届」を添付して提出してください。そのうえで、付表の別添とされている「指定（許可）更新申請に係る添付書類一覧」の右端の「更新前届出内容からの変更の有無」欄は変更「無」の欄に○をつけてください。
- (9) 更新申請手数料の額に相当する県証紙
更新申請手数料は更新申請するサービスごとに必要です。更新申請手数料の額に相

当する香川県証紙は、指定更新申請書と一緒に提出してください。長寿社会対策課で確認を行ってから貼付しますので、申請書に貼らないように注意してください。なお、証紙の貼付の際には、小額証紙をみだりに使用して貼付枚数を増やさず、なるべく最小枚数で貼付するようにしてください。

***介護予防通所リハビリテーションの更新申請手数料は必要ありません。**

【参考】更新申請手数料：居宅サービス10,000円

介護予防サービス10,000円

*申請手数料について、詳しくは別紙「お問い合わせ先及び申請手数料」をご覧ください。

○香川県証紙について（売りさばき場所等）

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/suito/syousi/index.html>

○各種様式 「かがわ介護保険情報ネット」

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/index.html>

4 休止中の事業所

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届」を提出してください。

5 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

(1) 申請書提出後に変更が生じた場合

変更届を提出してください。提出先は香川県健康福祉部長寿社会対策課です。

(2) 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合

指定の更新を受けることができませんので、廃止・休止届と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、その場合、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

お問い合わせ先及び申請手数料

■お問い合わせ

香川県健康福祉部長寿社会対策課 fax 087-806-0206

サービス指導グループ 087-832-3274 (松本、田中)

〔 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅
介護支援 〕

基盤整備グループ 087-832-3266 (中村、亀井)

〔 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護 〕

■手数料の額

サービスの種類	申請の種類	金額
指定居宅サービス事業者	指定更新申請	10,000円
指定介護予防サービス事業者	指定更新申請	10,000円